

I 平成28年度事業報告

1 事業総括

平成28年度は、年度当初の計画に掲げた訪問介護事業における特定事業所加算を年度途中の10月に算定を開始し、基本報酬の10%を収入に上乗せをすることが出来た。また、同時期に青葉ヘルパーステーション、荒巻ヘルパーステーション及び木町通地域包括支援センターを仙台市交通局に移転し、長期的にはあるが人件費と施設管理経費等を削減する計画を立て、さらに2つのステーションを統合することでヘルパーの効率的な派遣に向けた体制を整備した。

介護保険における訪問介護事業については、サービス提供時間が対昨年度比12.7%減と昨年度に引き続いて減少しており、平成26年度以降落ち込みは止まらない状況にある。半年分の特定事業所加算を加えても昨年度に比べ、約3,000万円の収入減を計上した。

一方、予防訪問介護事業及び障害福祉サービス事業においては、昨年度と当程度のサービス提供時間を確保することができた。障害福祉サービスにおいては、特定事業加算の算定により昨年度より1,000万円の増収を計上、予防訪問介護については、大手事業所の中で平成29年度開始の介護予防・日常生活総合支援事業に参画しない方向に舵を切ったところがある影響なのか、年度後半利用者数が伸びている状況にあり、昨年度と同程度の収入を得ることが出来た。報酬は低くとも、サービス提供時間を確保したい当協会にとっては良い傾向と考えている。

居宅介護支援事業においては、引き続き特定事業所加算体制を維持して一定の収益を確保したものの、より軽度者の割合が増えた影響で昨年度より400万円程度の減収を計上している。在宅生活限界の軽度化が進んでおり、今後もこの傾向は続くと考えている。

以上の結果、平成28年度の事業活動収支においては、1,100万円程度の黒字を確保することが出来た。

平成30年度に行われる介護報酬改定は、総合事業や生活援助サービス報酬の見直しなど、軽度利用者が3割を超える当協会にとってはあまり好ましい改定内容ではないことが予見される。そして、これから深化する地域包括ケアシステムにおいては、住み慣れた地域及び在宅生活と医療の連携がキーワードになっており、このシステムの中に当協会ヘルパーステーションの訪問介護事業がいかに効率的に参入できるかが鍵となっている。近年の事業規模縮小の原因は特に一人暮らしの方の高齢者専用住宅や有料ホームへの転居による影響が大きく、今後はこういった施設等との連携を視野に入れながら我が協会の経営資源及び事業特性である訪問介護のマンパワーを生かした事業展開が必要と考えている。

2 事業実施状況

(1) 社会福祉事業

① 訪問介護・介護予防訪問介護事業

要介護又は要支援認定を受けた方を対象に訪問介護計画書を作成し、ホームヘルパーを派遣して身体介護及び生活援助サービスを提供した。

ア 要介護1～5

	平成28年度実績	平成27年度実績	増減
延べ利用者数	5,677人	6,131人	-454人
延べ提供時間数	81,563時間	93,455時間	-11,892時間

イ 要支援1・2

	平成28年度実績	平成27年度実績	増減
延べ利用者数	7,507人	7,180人	+327人
延べ提供時間数	46,732時間	45,967時間	+765時間

② 障害福祉サービス事業（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護）

障害程度区分認定1～6又は障害児の認定を受けた方のうち、介護給付費等支給決定を受けた方を対象に居宅介護計画書を作成し、ホームヘルパーを派遣して身体介護、生活援助及び外出介助等サービスを提供した。

	平成28年度実績	平成27年度実績	増減
延べ利用者数	6,305人	6,502人	-197人
延べ提供時間数	81,192時間	83,463時間	-2,271人

③ 仙台市地域支援事業（移動支援）

障害区分認定において非該当の判定を受けた方のうち、何らかの介助が必要と仙台市が判断した方（生活サポート）、又は障害区分認定1～6の判定を受けて、社会参加・余暇活動に係る外出介助に関する給付決定を受けた方（移動支援）に対し、ホームヘルパーを派遣して外出介助等必要なサービスを提供した。

	平成28年度実績	平成27年度実績	増減
延べ利用者数	885人	740人	+145人
延べ提供時間数	6390.5時間	5,520時間	+870.5時間

④ 仙台市育児ヘルプ家庭訪問事業

若年の妊婦等又は出産後間もない時期の養育者のいる家庭等で、家事等の援助が必要と仙台市が判断した家庭にホームヘルパーを派遣して、育児支援等必要な援助を提供した。

	平成28年度実績	平成27年度実績	増減
延べ利用者数	202人	245人	-43人
延べ提供時間数	1,476時間	1,894時間	-418時間

⑤ 仙台市ひとり親家庭等日常生活支援事業

母子父子寡婦家庭で、就労に係る活動や疾病、看護及び学校等の行事参加などの事情により、一時的に生活援助、保育サービスが必要と仙台市が判断した家庭にホームヘルパーを派遣して、家事等の必要なサービスを提供した。

	平成28年度実績	平成27年度実績	増減
延べ利用者数	87人	134人	-47人
延べ提供時間数	843時間	1,042時間	-199時間

⑥ 仙台市精神科医療機関入院者ホームヘルプサービス事業

精神科医療機関に入院中で外泊や外出、退院の準備等に当たり何らかの援助が必要と仙台市が判断した方にホームヘルパーを派遣して、家事援助等必要なサービスを提供した。

	平成28年度実績	平成27年度実績	増減
延べ利用者数	15人	22人	-7人
延べ提供時間数	85.5時間	71時間	+14.5時間

⑦ 仙台市高齢者生活援助サービス事業

75歳以上の高齢者のみの世帯で、介護保険や障害福祉サービスの対象となっていない方のうち、日常生活の援助が必要と仙台市が判断した方にホームヘルパーを派遣して、家事援助等必要なサービスを提供した。

	平成28年度実績	平成27年度実績	増減
延べ利用者数	199人	219人	-20人
延べ提供時間数	717時間	853時間	-136時間

⑧ うるおい福祉サービス事業

主に介護保険やその他のサービスを当協会の事業所で利用している方で、その利用する制度に適合しないサービス（利用者本人の居室以外の部屋の掃除や庭の手入れ、病院内での見守りやペットの世話など）を望まれる方にホームヘルパーを派遣して、必要なサービスを提供した。

	平成28年度実績	平成27年度実績	増減
延べ利用者数	2,084人	2,053人	+31人
延べ提供時間数	11,182時間	11,349時間	-167時間

(2) 公益事業

① 居宅介護支援事業

要介護認定を受けた方が介護サービスを利用できるよう、サービス事業所と連絡調整を図り、ケアプラン（居宅サービス計画）を作成するとともに、継続的な利用者の身体状態等観察とサービスの利用状況調査を実施した。

また、地域包括支援センターより介護予防支援業務を受託し、要支援認定を受けた方が介護予防サービスを利用できるよう、サービス事業所と連絡調整を図り、ケアプラン（介護予防サービス計画）を作成するとともに、継続的な利用者の身体状態等観察とサービスの利用状況調査を実施した。

ア 居宅介護支援

	平成28年度実績	平成27年度実績	増減
延べ利用者数	10,529人	10,762人	-233人

イ 介護予防支援受託

	平成28年度実績	平成27年度実績	増減
延べ受託件数	3,534件	3,557件	-23件

ウ 認定調査受託

仙台市より要介護・要支援認定調査事業の一部を受託した。

	平成28年度実績	平成27年度実績	増減
延べ受託件数	185件	180件	+5件

(2) 介護予防支援事業

二ヶ所の地域包括支援センターにおいて、要支援の認定を受けた方を対象とし、要介護状態への移行を予防する観点から、心身の状況やその置かれている環境、そして要支援者本人や家族の要望等に応じた介護予防サービス計画を作成するとともに、サービス継続に当たって、行政窓口やサービス事業所等との連絡調整を行った。

ア 木町通地域包括支援センター

	平成28年度実績	平成27年度実績	増減
延べ利用者数	2,886人	2,897人	-11人

イ 山田地域包括支援センター

	平成28年度実績	平成27年度実績	増減
延べ利用者数	3,205人	3,023人	+182人

(3) 仙台市地域包括支援センター運営事業

木町通地域包括支援センター（第二中学校区）及び山田地域包括支援センター（山田・人來田中学校区）の設置運営を仙台市より受託し、その地域の高齢者福祉に関する総合相談窓口業務及び介護予防教室の開催や地域自主グループをサポートする介護予防普及啓発事業などを実施した。

3 法人の運営状況

(1) 理事会

理事会の開催状況

開催年月日	主な議事案件
第 37 回 平成 28 年 5 月 20 日	1. 平成 27 年度事業報告及び収支決算に関する件 2. 評議員の交代に関する件
第 38 回 平成 28 年 12 月 21 日	1. 定款の改正に関する件 2. 評議員選任・解任委員会運営細則の制定に関する件 3. 評議員選任・解任委員の選任に関する件
第 39 回 平成 29 年 3 月 17 日	1. 平成 28 年度資金収支補正予算に関する件 2. 定款の一部改正に関する件 3. 平成 29 年度事業計画及び資金収支予算に関する件 …外

(2) 評議員会

評議員会の開催状況

開催年月日	主な審議案件
第 31 回 平成 28 年 5 月 20 日	1. 平成 27 年度事業報告及び収支決算に関する件
第 32 回 平成 29 年 12 月 21 日	1. 定款の改正に関する件 2. 評議員選任・解任委員会運営細則の制定に関する件 3. 評議員選任・解任委員の選任に関する件
第 33 回 平成 29 年 3 月 17 日	1. 平成 28 年度資金収支補正予算に関する件 2. 定款の一部改正に関する件 3. 平成 29 年度事業計画及び資金収支予算に関する件 …外

(3) 評議員選任・解任委員会

① 評議員選任・解任委員

平成 28 年 12 月 21 日から平成 32 年度定時評議員会までの任期で下記の方々に委嘱している。

氏 名	構 成 等
鈴木 修治 (委員長)	外部委員 (公益財団法人宮城県結核予防会)
遠藤 力弘	監事 (協会監事)
佐々木 博	事務局職員 (協会事務局参事)

② 評議員選任・解任委員会開催状況

平成 29 年 3 月 23 日に上記委員の他に理事長の出席の下、評議員選任・解任委員会を開催し、第 39 回理事会において推薦された評議員候補者について審議を行い、評議員選任の決議を行った。

(4) 苦情解決アドバイザー会議

① 苦情解決アドバイザー

平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの任期で下記の方々に委嘱している。
平成 28 年度においては、アドバイザーに立ち会い等を依頼する案件は無かった。

氏名	所属等
鈴木 修治	医師（公益財団法人宮城県結核予防会）
袴田 弘	弁護士
目黒 啓子	福祉関係職員（社会福祉法人仙台市障害者福祉協会事務局次長）

② 苦情解決アドバイザー会議開催状況

平成 28 年 6 月 17 日に上記アドバイザー及び各事業所の苦情解決責任者の出席の下、苦情解決アドバイザー会議を開催した。

平成 27 年度に寄せられた苦情及び要望等をアドバイザーに改めて報告した。苦情内容としては、担当ケアマネジャー又は担当サービス提供責任者への対応の不満などが多くみられたが、アドバイザーに立ち会い等を依頼するまでに至ったケースはなく、殆どのケースが事業所長や班長が説明をして利用者等からの理解を得たことを報告した。

(5) 組織体制

別表 1 のとおり

(6) 研修

① 法人主催職員研修

新規採用職員及び新たに事業所長や班長に就任した職員、採用又は任用後半年から 1 年を経過した職員を対象とした研修、管理者の人材育成に関する研修などを企画、実施した。

② 外部機関主催研修への参加

宮城県、仙台市及び各種関連団体が主催する専門研修及び地域で主催する在宅ケア連絡会や交流会等に積極的に職員を派遣した。

* 仙台市主催

指定居宅介護支援事業所等介護支援専門員研修会、ケアマネジメント研修会、介護認定調査員現任研修会など

* 仙台市社会福祉協議会主催

仙台市地域包括支援センター職員研修会

* 仙台市健康福祉事業団主催

介護職スキルアップ研修、仙台市認知症介護実践者研修、仙台市認知症介護実践リーダー研修など

* 宮城県主催

宮城県地域包括支援センター職員基礎研修、宮城県介護予防支援従事者研修会、地域包括支援センター職員意見交換会、宮城県地域包括支援センター職員課題別研修

* 宮城県社会福祉協議会

介護支援専門員更新研修、福祉サービスの苦情解決に関する研修会、老人福祉施設職員研修、職場のリーダーシップ研修など

* 各地域の地域包括支援センター主催の圏域内ケアマネジャー研修会

* 仙台市各地域在宅ケア連絡会主催の合同研修会

* その他

(7) 講師等の派遣

仙台市等が行う認知症介護実践研修、介護職スキルアップ研修及び生活支援訪問型サービス従業者等研修等に講師として職員を派遣した。

また、宮城県看護協会が主催する訪問看護推進協議会委員や仙台市が主催する区地域の委員等に依頼を受け就任し、会議等に職員を派遣した。

(8) 法令順守を確保するための取組み

① 月例所長会議の開催

理事長、課長及び事業所長等が一堂に会する月例所長会議を月1回開催し、事業実施状況の報告に合わせて、各種法令の順守状況等を確認した。

② 事業所の業務実施状況確認のための実地指導

介護保険法及び障害者総合支援法に係る障害福祉サービスの法令順守の実施状況等を確認するため、6か所のヘルプステーションに対して、在宅サービス課職員及び各事業所のケアマネジャー、サービス提供責任者を相互に派遣し、仙台市の実地指導を想定した個別利用者のファイル点検及び事業管理者に対するヒアリングを実施した。

③ 法令順守研修の実施

法令順守担当者である事業所長等が事業所の職員に対して、「法令順守マニュアル」、「ホームヘルパー活動マニュアル」及び「個人情報保護」等に関する研修を実施した。

(9) 社会福祉法人制度改革

福祉サービスの供給体制の整備とその充実を目的として、社会福祉法人の経営組織に関するガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等の改革推進、介護人材の確保を推進するための措置等を講ずる、社会福祉法等の一部を改正する法律が平成29年4月1日に施行されることに伴い、改正社会福祉法に沿った法人組織体制作りを所轄庁である仙台市の指導の下、評議員会、理事会において行った。

【平成28年度組織体制】

